

令和6年度
福岡県剣道講習会(審判法)



公益社団法人福岡県剣道連盟

期日:令和6年5月19日(日)

場所:アクション福岡

令和6年度 福岡県剣道講習会(審判法) 開催要項

1. 期 日 令和6年5月19日(日)
受付時間 9:00 ~ 9:30 (2階、第3・4研修室前)
開講式 10:00 (2階、第3・4研修室)
講 義 10:10 ~ 12:00(2階、第3・4研修室)
・審判法 教士八段 清田 高浩
・審判旗の表示方法・作法 教士八段 藤森 晋作
〃 教士八段 彌永 政美
昼 食 12:00 ~ 13:00(2階、第3・4研修室)
審判実技 13:00 ~ 15:00(2階、サブアリーナ)
質疑応答 15:00 ~ 15:10(2階、サブアリーナ)
閉講式 15:10
2. 会 場 アクション福岡 第3・4研修室、サブアリーナ
福岡市博多区東平尾公園 2-1-4
TEL 092-611-1717 (福剣連 携帯 090-8559-9026)
3. 講 師 講 師 教士八段 清田 高浩
講 師 教士八段 藤森 晋作
講 師 教士八段 彌永 政美
4. 目 的 審判員の質および技術の向上を図り、精度の高い審判員を養成し、剣道の正しい普及発展に役立てることを目的とする。
5. 受講対象 各剣連：五段以上
※令和6・7年度に剣道称号「教士」審査会受審予定者を含む
剣道称号「教士」審査会受審要件の講習会です。
令和6年度、7年度に剣道称号「教士」審査会受審予定者は、「称号認定講習会」とこの「福岡県剣道講習会(審判法)」または9/14(土)「福岡県剣道講習会(指導法)」の受講が必要です。
6. 服 装 審判服
7. 携 行 品 剣道試合・審判規則/同細則、剣道試合・審判・運営要領の手引き、
剣道講習会資料、審判旗、マスク、剣道具一式、目印、昼食、
「受講証」(持っている方)、持っていない方は当日渡します。
書籍販売も、当日行います。
8. 問合せ先 〒810-0052 福岡市中央区大濠1丁目1-1 福岡武道館内
(公社)福岡県剣道連盟 (担当：川村)
電話 092-712-1890 FAX 092-712-1891
当日の連絡先 TEL：090-8559-9026 (福剣連事務局 携帯)

I 審判の意義・目的

元来試合は、試合者にとって、それまでの修行の集大成の場である。即ち試合に至るまでに修得した「心・技・体」を最高度に発揮して、勝敗を決する場であると共に、今までの修行のあり方や今後の修行のあり方を検討する場でもある。

一方審判員は、「剣道の理念」に基づき、試合・審判規則を正しく運用し、試合者による全ての事象を的確に判断して、勝敗を決定する重大な役割を担っている。従って最終の決定をくだす審判の適否は、今後の剣道のあり方に重大な影響を及ぼすこととなる。

「審判が良くなれば、試合が良くなる。試合が良くなれば、剣道が良くなる。」

といわれる所以はまさにここにあると考えられる。

審判員は試合者が「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合を行っているか否か」試合状況全体を把握しながら適正公平に審判を行い、勝敗の事実や事象を正確に判定する必要がある。そして、試合審判を通して試合者に技術の得失や、行為の適否を自覚させ、正しい剣道の善導と人間形成の醸成に努めることに深い意義がある。

II 審判員の心得（剣道試合・審判・運営要領の手引き P5）

1 一般的要件

- (1) 公平無私であること。
- (2) 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- (3) 剣理に精通していること。
- (4) 審判技術に熟達していること。
- (5) 健康体で、かつ活動的であること。

2 留意事項

- (1) 服装を端正にすること。
- (2) 姿勢・態度・所作などを厳正にすること。

- (3) 言語が明晰であること。
- (4) 数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
- (5) よい審判を見て学ぶこと。

Ⅲ 審判法講習における重点事項（講習会資料末尾）

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに、下記の事項に留意して、適正な試合運営に努め、試合の活性化を図る。

1 試合内容を正しく判定する。

※ 大会の持つ目的（錬成か競技か）やその内容（錬度、年齢、性別等）を正しく判断して、それぞれの有効打突の基準を設定し、試合の活性化を図る。

2 有効打突を正しく見極める能力を養う。

※ 有効打突の判定は、審判員の独自性や独善性に因らない、経験則に基づく客観性や妥当性が要求される。

(1) 有効打突の条件と諸要素の理解

規則12条の条件（①充実した氣勢②適正な姿勢をもって③竹刀の打突部で④打突部位を⑤刃筋正しく打突し⑥残心あるものとする）は欠くことのできない必要条件であることを理解する。

間合い、機会、体捌き、手の内の作用、強さと冴え、これらは条件を助ける要素であることを理解しなければならない。

(2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め（剣道試合・審判・運営要領の手引き P6）

例えば、打突が軽くても「玄妙な技」などは、技の質により一本に取れる場合がある。ただ軽いから一本にならないとせず、打突の機会や体捌き、手の内の作用等を勘案して、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。

3 禁止行為の厳正な判断と処置をする。

※ 反則行為を厳しく見極めることが審判員の主たる任務ではないが、試合を公正、公平、適正に運営するために、規則に基づき、厳正的確な判断と勇気ある決断による処置をする

ことが大切である。

(1) 行為の原因と結果の正しい見極め

結果には、原因が伴っていることの認識。例えば、「場外に不用意に出る」と「不当に場外に出す」ことの違い等

(2) 禁止行為に対する的確な処置

ア 規則に基づいた的確厳正な判断と勇気ある決断をする。

※ 特に灰色部分（不当）を見逃さない。P10 規則 17 条 3 「不当に場外に出す」、P10 同 6 「不当な中止要請」、P11 細則 16 条 7 「不当な鏝競り合い」

イ 規則は、普遍性や社会通念などを基盤に構成されているが複雑に考えず、常識的な考えをもって、本規則の「目的」を損なうことなく運用することが大切である。

IV 具体的に留意する事項

1 有効打突の誤り、見落としがないよう 3 人の審判員が連携した審判を行う。

- (1) 主審を頂点とした二等辺三角形を原則としながら、試合者と他の審判員が必ず視野に入る位置取りをする。
- (2) 主審が中心に来るように試合者の動きを先読みして移動する。
- (3) 直線的な切り込んでの移動を心がけ、試合者の動きに遅れないようにする。
- (4) 有効打突の表示をした後も試合者を最後まで目で追う。
- (5) 目の付け方は、試合者の中心に置き、遠山の目付を心がけ、先入観を持たない。また相打ちで逃げない。
- (6) 開始直後の技を見逃さない。
- (7) 玄妙な技を「軽い」といって見逃さない。
- (8) 一本にならなかった場合、その直後に相手が出した技を見逃さないよう目を離さないことを心がける。
- (9) 見落としやすい有効打突（細則 11 条 P8）
 - ・ 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。

- ・ 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
- ・ 倒れた者に、直ちに加えた打突。

※ 「直ちに」の解釈（手引き P22 事例 5）～一呼吸

(10) 他の審判に追従してはならないが、協調性をもった審判をする。

2 禁止行為の見極めと適切な処置

- (1) 起こった現象の原因を見極め適切に判断する。（手引き P9）
- (2) 主審の専決事項があるので、見落としがないように注意をする。（手引き P11）
- (3) 2 度目でも反則を厳格にとる勇気を持つ。（手引き P9）

3 審判員の所作、動作、対応の仕方について

- (1) 審判旗の取り扱いについて
 - ・ 神聖なもの ・ 巻き方（白を内側に横巻） ・ 保持は柄尻を掌に入れる
- (2) 審判員の基本姿勢
 - ・ 踵を軽くつける。審判旗は体側につけ、真下に下げる。
- (3) 表示の仕方
- (3) 入退場の仕方
 - ・ 三人が協調し整然と ・ 入れ替わりは前組と次組の移動開始を合わせる
- (4) 審判員の移動と位置取り（手引き P12～P15）
- (5) 副審からの試合の中止について（手引き P31 事例 7）
- (6) 合議について（剣道試合・審判運営要領 P8）
- (7) 試合者の竹刀が回った場合の措置（手引き P31 事例 8）
- (8) 監督からの疑義の申し立てがあった場合の措置（規則 35 条 36 条・細則 29 条）

※ 注意！

現在は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全日本剣道連盟が示した

「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」に従うこと。別途説明

審判法：旗の表示方法・作法

【取り扱い方】

- ・ 審判旗は単なる器具ではなく、審判の権威と責任を表象するものであるから、その取扱いは丁重にすること。

【審判旗の持ち方・作法】

- ・ 審判中以外ときは、常に右手に持つ。持ち方は柄の方を握り、布の末端を人差し指で押さえる。
- ・ 審判中は柄の端を掌の中に入れ、人差し指を伸ばして添える。
- ・ 柄が腕の延長線上にあり旗の先が真下に向くように持つ。
- ・ 旗を開く時は両手で行い振り回さない。終わった時も両手で巻く。最初に 白い旗を2回ほど巻き、その上から赤旗を巻く。白旗が見えないようにする。

【旗の表示要領】

- ・ 剣道試合・審判運営要領 P16～17
- ※姿勢正しく、肘を伸ばす（肘が曲がっている人は内側に手首を返すと少し伸びる）、自信を持って表示
- ※判定の表示は早過ぎない⇒残心の見極め、「止め」が早過ぎない⇒竹刀落としの直後の打突も有効

【審判員の移動、交代要領】

- ※三人が足を揃える。試合場に入るときの礼は不要。試合場に入り、個人戦では三人同時に礼を行い、副審は位置へ進む。
- ・ 位置取り P14
- ・ 移動要領 P14～15
- ・ 主審、副審三人の連携・意思の疎通（鏝迫り合い、竹刀の回りの2点は主審の専決事項）
- ・ 審判員の入退場・礼の動作は、足並みを揃える。主審が合図をかけることでスムーズになる。
- ・ 主審の「始め」は、試合者が躊躇して「気が充実した時に」
- ・ 審判旗の巻き方は、申し合わせで統一。横巻が綺麗に巻ける。
- ・ 試合終了、副審は巻き方のスピードを主審に合わせ、副審の二人は同時に動き、位置に戻る。
- ・ 個人戦の審判、押し出し交代は、巻終わってから入る。出たときは礼をする。（規則では明記されていない、感謝の気持をこめて礼をした方がよいケースの一つである。）
- ・ 合議はできるだけ短く、「ある」「ない」の確認だけ。
- ・ 主審は、試合者の動きが活発な時は、最後の動きを見極めて、動くほうがよい。副審は従う。（基本的な位置取りの考え方あり）
- ・ 選手の動きによっては、副審が主審の役割を果たす位置に移動することもある。
- ・ 有効打突を見逃さないために、要件・要素・試合者の熟練度を考慮した判断基準を持つ。
- ・ 試合者が振り回して、いい音がしたから取るのではなく、刃筋が通った打突か見極める。

令和5年4月1日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鏢)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鏢)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鏢)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鏢)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鏢)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する可能性がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鏢)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏢)競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする。

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べるができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鏝)競り合いの解消の際の見極めについて

つば(鏝)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？

「つば(鏝)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鏝と鏝で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。
※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。

(6) 相互に分かれようとしている途中で技を出さない

相互に分かれようとしている途中で技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？

「つば(鏝)競り合い」は鏝と鏝が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中で」技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれよう」と見せかけて技を出した場合は合議の上、反則を適用する。
「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。
なお、「つば(鏝)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内とする。

分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？

分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。
※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鏝)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。

不当な「つば（顰）競り合い」の防止（審判の判断・行動）



選手の行動 技を出す	相互に分かれようと している途中で技を 出す	分かれようと見せか けて打突する。また、 分かれる途中で竹刀 を「叩いたり、巻い たり、押さえつけた り。逆交差」する。	つばぜり合い解消に 至る一呼吸（3秒） の判断
---------------	------------------------------	---	-------------------------------

主審	有効打突か判断	有効打突としない。 流す。	専決事項、合議をか ける（再三：2～3回 程度）	専決事項、「止め」 「分かれ」宣言
副審	有効打突か判断	有効打突としない。 流す。	合議で意思表示	合議は意思表示、分 かれは審判継続
副審	有効打突か判断	有効打突としない。 流す。	合議で意思表示	合議は意思表示、分 かれは審判継続

剣道試合・審判規則・運営要領の手引き

- ※つば（鍰）ぜり合い：鍰と鍰とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合
- ・正しいかどうか判断
- ①正しい鍰競り合いをしているか
- ②打突の意志が有るか
- ③分かれる意志が有るか

【判断処置】

- ・第1条に則り「一般的に見て異常な行為」か？「時間的経過・状態」も判断材料
- ・終始、拳が相手の刃部にかかっている場合は明らかに不当
- ・鍰競り合いから打突に結びつける瞬間的な崩し、逆交差OK
- ・暴力的、意図的なひっかけや一般的に見て異常な行為は禁止行為
- ・安易に「分かれ」を宣告すると試合者と試合者がこれに頼り、利用することもある、活性化を阻害する
- ・膠着や不当な鍰競り合いに関する処置は主審の専決事項